

宮崎市監査委員
宮崎市監査委員
宮崎市監査委員
宮崎市監査委員

梶谷 欣
荒木 尚
前本 尚
谷口 真理子



定期監査結果の公表について

地方自治法第 199 条の規定に基づく定期監査の結果を下記のとおり公表します。

記

1 監査の対象

地域振興部（地域コミュニティ課、生活課、市民課、文化・市民活動課）の平成 30 年度及び平成 31 年 4 月 1 日から令和元年 8 月 31 日までの財務に関する事務の執行

2 監査の場所

監査室及び関係各課

3 監査の実施期間

令和元年 11 月 1 日から令和元年 12 月 20 日まで

4 監査の着眼点

別紙に掲げる着眼点について、監査を実施した。

5 監査の方法

地域振興部各課の財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、関係帳簿及び書類の照合・確認を行うとともに、関係職員から説明を聴取し実施した。

6 監査の結果

(1) 市民課については、おおむね適正かつ効率的に執行されていると認めた。地域コミュニティ課、生活課、文化・市民活動課については、次のとおり改善を要する事項（指摘事項）があった。今後、適正な事務の執行に努められたい。

(地域コミュニティ課)

①平成 30 年度及び令和元年度の委託料について、次のような不備があった。

ア 平成 30 年度まちづくり人材育成事業「宮崎まちびとと大学校」業務委託（執行伺額 900,000 円）に係る予定価格書について、「予定価格」欄には設計金額と同額を記載すべきところ、899,999 円と記載していた。

- イ 令和2年宮崎市清武・加納地区成人式委託業務（執行伺額 505,000 円）に係る予定価格書について、「入札書比較価格」欄には予定価格に110分の100を乗じた金額を記載すべきところ、予定価格と同額を記載していた。
- ②平成30年度西十地区学習等供用施設屋根防水補修工事の完成検査について、市長から命ぜられた職員が行うべきところ、検査調書に添付された工事写真には検査員と異なる職員名が記載されていた。
- ③平成30年の市外旅行（福岡市：12月27日）について、領収書が私的に使用する航空券と合算されていたため、精算時に金額が確認できなかった。

（生活課）

- ①平成30年度の使用許可証再交付手数料に係る手書き領収証（No. 390677）の書損処理について、不正使用を防止するため領収証と領収証（控）を一緒に閉じ込むべきところ、領収証を紛失していた。
- ②平成30年度宮崎南部墓地公園自動搬送式納骨壇管理システム改修事業に係る契約保証金について、委託見積書提出日（平成30年7月26日）以前に調定書を起票（平成30年7月19日）していた。
- ③令和元年度宮崎みたま園多目的トイレ清掃業務委託（契約日：平成31年4月2日）について、履行開始が平成31年4月2日であるにもかかわらず、1回目の清掃が4月1日に実施されていた。
- ④平成30年度及び令和元年度の見積書について、執行伺書の決裁日より前に徴し契約を締結しているものがあった。
- ・平成30年度消耗品費
執行伺書決裁日：平成30年4月26日
見積書受領日：平成30年4月25日
 - ・令和元年度宮崎みたま園Aブロック内区画移転工事
執行伺書決裁日：令和元年8月8日
見積書受領日：令和元年6月13日及び同年8月5日
- ⑤平成30年度台風24号災害防疫（消毒）業務（執行伺額 3,207,600 円）に係る契約事務について、次のような不備があった。
- ア 予定価格について、単価契約（1日あたり）であることから、業務単価で設定すべきところ、総額で設定され比較できないものとなっていた。
- イ 「入札書比較」欄には予定価格に108分の100を乗じた金額（2,970,000 円）を記載すべきところ、誤って2,967,000 円と記載されていた。
- ⑥平成30年度及び令和元年度のスズメバチ類駆除業務委託の契約事務について、予定価格書は見積書と比較できるように設定すべきところ、特例1「スズメバチの種類がキイロスズメバチ又はオオスズメバチの場合、営業条件1～3の設計額及び予定額を1.2倍する。」と記載し、具体的に金額を明示しておらず、比較ができないものとなっていた。
- ⑦令和元年度下原基地仮設トイレ賃借料の契約について、賃貸借契約書には、入札（見積）書の「契約金額」欄と同額（77,760 円）を記載すべきところ、誤って78,480 円と記載していた。

（文化・市民活動課）

- ①平成30年度文化団体主催招致開催事業に係る補助金（交付決定額：2,340,000 円）に係る交付確定について、部長の専決であるにもかかわらず、課長決裁としていた。
- ②平成30年度宮崎シティフィルハーモニー管弦楽団運営費助成事業（交付決定額：6,648,000 円）及び宮崎市芸術文化連盟運営費助成事業（交付決定額：6,680,000 円）に係る交付確定について、市長決裁であるにもかかわらず、課長決裁としていた。
- ③平成30年度及び令和元年度の行政財産目的外使用許可について、次のような不備があった。
- ア 使用料の調定日について、年度をまたいで年間使用を継続させる場合は使用年度の会計年度の4月1日とすべきところ、4月23日としていた（平成30年度、令和元年度：17件全件）。

イ 使用料に係る調定書の納期限について、年度をまたいで年間使用を継続させる場合は使用年度の会計年度の4月30日（ただし、指定すべき日が休日に当たるときは、その翌日）とするとしているにもかかわらず、誤った日を設定していた（平成30年度、令和元年度：17件全件）。

- ・平成30年度 （正）平成30年5月1日 （誤）平成30年5月11日
- ・令和元年度 （正）令和元年5月7日 （誤）令和元年5月10日

| | |
|-------------------|---|
| 収入事務 | |
| 調定事務 | 調定はその根拠となる法令等に適合しているか 等 |
| 徴収事務 | 納入通知書は適正に発行されているか 等 |
| 現金出納事務 | 現金出納員及び現金取扱員以外の者が現金を取り扱っていないか 等 |
| 滞納整理事務 | 滞納状況と、その理由を明確に把握し、かつ記録しているか 等 |
| 賦課徴収（税）事務 | |
| 賦課事務 | 台帳、帳簿、証拠書類等は整備、保存されているか 等 |
| 徴収事務 | 徴収台帳等は整備されているか 等 |
| 支出事務 | |
| 支出一般 | 違法、不当、不経済な支出はないか 等 |
| 旅費関係 | 旅費計算は最も経済的な通常の経路により行われているか 等 |
| 負担金、補助金及び交付金の支出 | 支出対象及び支出金額に誤りはないか 等 |
| 貸付金(定例的・定額のもの)の支出 | 貸付対象及び貸付金額に誤りはないか 等 |
| 契約事務 | |
| 入札方法 | 一般競争入札、指名競争入札による場合、その理由は適正か 等 |
| 入札事前準備事務 | 入札の公告等の諸手続は適正かつ公正に行われているか 等 |
| 相手方決定事務 | 入札、再入札及び開札は公正に行われ、その記録（開札調書）は整備されているか 等 |
| 随意契約 | 随意契約による場合、その理由は適正か 等 |
| 契約締結事前準備事務 | 継続費の総額又は繰越明許費の範囲内におけるものを除くほか、翌年度以降経費の支出を伴う契約については予算で債務負担行為として定めているか 等 |
| 契約締結事務 | 契約書、見積書等関係書類及び帳簿は確実かつ的確に整備されているか 等 |
| 契約の履行 | 工事完成の時期、物品の納入時期、その他の契約の履行期限は守られているか等 |

| | |
|--------------|--------------------------------------|
| 公有財産 | |
| 財産の取得及び処分 | |
| | 財産の取得及び処分の手続は適正か 等 |
| 財産の管理 | |
| | 財産の分類を誤っているものはないか 等 |
| 財産の貸付 (行政財産) | |
| | 使用許可申請書は提出されているか 等 |
| 財産の貸付 (普通財産) | |
| | 貸付申請書は提出されているか 等 |
| 物品管理 | |
| 物品管理 | |
| | 物品の購入は計画的かつ効率的に行われているか 等 |
| 需用費・備品購入費の支出 | |
| | 検査検収は確実に行われ、かつ、物品供給、修繕等の事実のないものはないか等 |
| 金券関係 | |
| | タクシー乗車券等について適正に管理されているか 等 |
| | 郵便切手類について適正に管理されているか 等 |
| | 給油券等について適正に管理されているか 等 |
| 公の施設の指定管理 | |
| | 告示がされているか 等 |
| | 基本協定・年度協定は締結されているか 等 |
| | 利用料金の手続きは適正に行われているか 等 |
| | 利用促進のための努力はなされているか 等 |
| | 収支会計経理は適正になされているか 等 |
| | 出納関係帳簿の記帳は適正になされているか 等 |
| | 指定管理者に対する指導監督は適切に行われているか 等 |
| | モニタリングは適時行われているか 等 |